

# 岐 阜 県 公 報

第 四 百 二 十 四 号  
令 和 五 年 九 月 一 日  
( 金 曜 日 )

## 目 次

### 規 則

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

( 人 事 課 ) 三九一

岐阜県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

( 子 育 て 支 援 課 ) 三九一

岐阜県農業経営負担軽減支援資金助成規則の一部を改正する規則

( 農 業 経 営 課 ) 三九二

### 告 示

指定納付受託者の指定

( 文 化 伝 承 課 ) 三九二

道路の供用開始

( 道 路 維 持 課 ) 三九二

### 訓 令 甲

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

( 人 事 課 ) 三九三

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

( 同 ) 三九三

### 公 示

落札者等に関する公示

( 行 政 管 理 課 ) 三九三

令和五年度砂利採取業務主任者試験の実施

( 商 工 ・ エ ネ ル ギ ー 政 策 課 ) 三九四

令和五年度技能検定(後期)の実施

( 労 働 雇 用 課 ) 三九五

## 規 則

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年九月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第五十六号

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

岐阜県事務委任規則(昭和四十三年岐阜県規則第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三県事務所長の部四の項中「施行令」を「令」に改め、同項第一号中「施行令第三十九条(施行令)」を「令第三十九条(令)」に改め、同条第二項を「同条第三項」に改め、同部五の項中「施行令」を「令」に改め、同項第一号中「施行令第三十三条第一項」を「令第三十三条第一項」に改め、同項第二号中「施行令第三十三条第二項」を「令第三十三条第三項」に改め、同部六の項中「施行令」を「令」に改め、同項第一号中「施行令」を「令」に改め、同項第二号中「施行令第十二条第二項」を「令第十二条第三項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年九月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第五十七号

岐阜県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律  
施行細則の一部を改正する規則

岐阜県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行  
細則（平成十八年岐阜県規則第八十七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第三条第十一項」を「第三条第十項」に改める。

附則

この規則は、令和五年九月十六日から施行する。

岐阜県農業経営負担軽減支援資金助成規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年九月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第五十八号

岐阜県農業経営負担軽減支援資金助成規則の一部を改正する規則

岐阜県農業経営負担軽減支援資金助成規則（平成十三年岐阜県規則第百三号）の一部  
を次のように改正する。

第二条第一項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十九条第一項に規定  
する地域計画のうち同条第三項の地図に位置付けられた者

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第三百六十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定に

より指定納付受託者の指定をしたので、同条第二項の規定により告示する。

令和五年九月一日

岐阜県知事 古 田 肇

指定納付受託者の名称 及び住所	指定納付受託者 の指定をした日	指定納付受託者に 納付させる歳入	指定納付受託者に 歳入を納付させる 期間
株式会社十六カード 岐阜市神田町七丁目一 二番地	令和五年七月十 九日	岐阜県美術館及び 岐阜県現代陶芸美 術館の観覧料及び 特別観覧料、岐阜 県博物館、岐阜関 ヶ原古戦場記念館 及びぎふ木遊館の 入館料並びに岐阜 県高山陣屋の入場 料	令和五年十月一日 から令和九年三月 三十一日まで

岐阜県告示第三百六十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供  
用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和五年九月一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及  
び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年九月一日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の 種類	路線名	区	間	延長 （メートル）	供用開始 の期日	備考 （区域又は 決定の又は 変更の又は 告示の日）

県道	槍ヶ岳線	高山市奥飛騨温泉郷神坂字巾	四六	令和 五・九・一	令和 五・三・三
----	------	---------------	----	-------------	-------------

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第十九号

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年九月一日

岐阜県知事 古 田 肇

庁中一般  
各現地機関

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県事務決裁規程（昭和四十三年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第三危機管理政策課の表四の項課長専決事項の欄第一号及び同表六の項課長専決事項の欄第一号中「第三十三條第二項」を「第三十三條第三項」に改め、同表七の項課長専決事項の欄第一号中「第十二條第二項」を「第十二條第三項」に改める。

別表第三防災課の表三の項中「及び災害対策基本法施行令（以下この項中「令」という。）の施行事務」を削り、同項部長専決事項の欄第一号を削り、同項課長専決事項の欄第一号中「及び部長専決事項」を削り、同欄第二号を削り、同表四の項を削り、同表五の項部長専決事項の欄第一号中「課長専決事項を除く」を削り、同項課長専決事項の欄第一号を削り、同項を同表四の項とし、同表中六の項を五の項とする。

附 則

この訓令は、令和五年九月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第二十号

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年九月一日

岐阜県知事 古 田 肇

庁中一般  
各現地機関

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県現地機関事務決裁規程（昭和四十四年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二県事務所の表五の項中「平成一六年政令二七五号」を「平成一六年政令二七五号。以下この項中「令」という。」に改め、同項所長決裁事項の欄第一号中「施行令第三十九條（施行令）」を「令第三十九條（令）」に改め、同項課長専決事項の欄第一号中「施行令第三十九條」を「令第三十九條」に、「第三十三條第二項」を「第三十三條第三項」に改め、同表六の項中「施行令」を「令」に改め、同項所長決裁事項の欄第一号中「施行令第三十三條第一項」を「令第三十三條第一項」に改め、同項課長専決事項の欄第一号中「施行令第三十三條第二項」を「令第三十三條第三項」に改め、同表七の項中「昭和五三年政令第三八五号」の下に「以下この項中「令」という。」を加え、同項所長決裁事項の欄第一号中「施行令」を「令」に改め、同項課長専決事項の欄第一号中「施行令第十二條第二項」を「令第十二條第三項」に改める。

附 則

この訓令は、令和五年九月一日から施行する。

公 示

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第

百二十号) 第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和五年九月一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 1 調達物品の名称及び数量 岐阜県現地機関の執務椅子 一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 令和 5 年 6 月 26 日
- 4 落札者を決定した日 令和 5 年 8 月 8 日
- 5 落札者の住所及び氏名 岐阜市西野町六丁目 2 番地  
株式会社 高修

代表取締役 高橋 圭司

6 落札金額 130,459,780円

7 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地

- (1) 部署の名称 岐阜県総務部行政管理課管理・業務改進黨係
- (2) 所在地 岐阜市数田南二丁目 1 番 1 号

令和五年年度砂利採取業務主任者試験の実施

砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号)第十五条第一項の規定により砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施しますので、砂利採取業者の登録等に関する規則(昭和四十三年通商産業省令第八十号)第八条の規定により公示します。

令和五年九月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 試験期日及び時間

令和五年十一月十日(金)午前十時から正午まで(一二〇分)

二 試験場所

岐阜市数田南五丁目一四番二二号 岐阜県シンクタンク庁舎五階大会議室

三 試験科目

1 砂利の採取に関する法令

2 砂利の採取に関する技術的な事項(基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含

む。)

四 受験手続

1 申込用紙の配布

受験願書用の用紙は、令和五年九月四日(月)から岐阜県商工労働部商工・エネルギー政策課、同部岐阜地域産業労働室及び各県事務所にて配布します。

郵送を希望する場合は、封筒の表に「砂利採取業務主任者試験受験願書請求」と朱書して、八十四円分の切手(二部又は三部を希望する場合は、九十四円分の切手)を貼った宛先明記の返信用封筒(定形郵便物の封筒)を同封の上、〒五〇〇八五七〇 岐阜市数田南二丁目一番一号 岐阜県商工労働部商工・エネルギー政策課に請求してください。

2 申込方法

受験願書に必要な事項を記入し、次に掲げる書類を添えて、岐阜県商工労働部商工・エネルギー政策課に提出してください。

- (一) 写真(縦六センチメートル、横四センチメートルとし、受験願書提出前六月以内に撮影した無帽、正面上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したものとし、)
- (二) 受験票(用紙は、受験願書と同時に配布します。)

3 申込受付期間

令和五年十月二日(月)から同月十六日(月)までとします。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。

郵送による場合は、「書留」又は「簡易書留」とし、封筒の表に「砂利採取業務主任者試験受験願書在中」と朱書して、〒五〇〇八五七〇 岐阜市数田南二丁目一番一号 岐阜県商工労働部商工・エネルギー政策課に送付してください。令和五年十月十六日(月)までの消印のあるものに限り受け付けます。

五 受験手数料

手数料は、八千円とし、これに相当する額の岐阜県収入証紙を受験願書に貼り付けてください(消印しないこと)。

なお、受験手数料は、申込みが受理された後は、返還しません。

六 合格者の発表

令和五年十一月三十日(木)に試験に合格した者の受験番号を岐阜県庁ホームページに掲載するとともに、岐阜県庁掲示板に掲載します。また、合格者本人に合格証を

交付します。なお、不合格者に対しても、その旨を通知します。

七 試験結果の提供

令和五年度砂利採取業務主任者試験については、次のとおり試験の結果を受験者に提供します。

1 提供する試験結果

砂利採取業務主任者試験の総合得点及び科目別得点

2 提供期間

合否発表の日から一月間

3 提供する場所

県庁情報公開・行政相談窓口（県庁一階）及び各県事務所特別窓口

4 提供を受けるために必要な書類

試験結果の提供を受けるためには、本人確認のできる次の書類が必要です。

(一) 受験票

(二) 個人番号カード、運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他受験者本人であることを確認できる書類のうちいずれか一つ

八 その他

試験について不明な点は、岐阜県商工労働部商工・エネルギー政策課総政・亜抜錠 廃坑対策係（電話〇五八 二七二 八三五九（直通））に問い合わせてください。

令和五年度技能検定（後期）の実施

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十六条第二項の規定により令和五年度技能検定（後期）を次のとおり実施しますので、職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定により公示します。

令和五年九月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 実施等級等

技能検定は、特級、一級、二級、三級及び単一等級に区分し、実技試験及び学科試験によって行います。

二 実施する等級区分及び検定職種（作業）

1 特級

鑄造、金属熱処理、機械加工、非接触除去加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造

2 一級及び二級

鍛造（プレス型鍛造作業）、金型製作（プレス金型製作作業及びプラスチック成形用金型製作作業）、機械検査（機械検査作業）、シーケンス制御（シーケンス制御作業）、プリント配線板製造（プリント配線板製造作業）、自動販売機調整（自動販売機調整作業）、時計修理（時計修理作業）、空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）、油圧装置調整（油圧装置調整作業）、農業機械整備（農業機械整備作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服パターンメイキング作業及び婦人子供既製服縫製作業）、和裁（和服製作作業）、帆布製品製造（帆布製品製造作業）、プリプレス（DTP作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、配管（建築配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（塩化ビニルシート防水工事作業）、樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工事作業）、カーテンウォール施工（金属製カーテンウォール工事作業）、ガラス施工（ガラス工事作業）、機械・プラント製図（機械製図手書き作業及び機械製図CAD作業）及び広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げ作業）

3 二級

金属材料試験（組織試験作業）

4 三級

機械加工（普通旋盤作業）、機械検査（機械検査作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、シーケンス制御（シーケンス制御作業）、プリント配線板製造（プリント配線板製造作業）、時計修理（時計修理作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、和裁（和服製作作業）、家具製作（家具手加工作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、配管（建築配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、テクニカルイラストレー

シヨン（テクニカルイラストレーション手書き作業）、機械・プラント製図（機械製図手書き作業及び機械製図CAD作業）、広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げ作業）及び写真（肖像写真デジタル作業）

5 単一等級  
電子回路接続（電子回路接続作業）

三 技能検定試験手数料

1 実技試験 岐阜県企画経済関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第十七号）で定める額とします。

2 学科試験 三千百円

四 実施期日

1 実技試験

令和五年十二月四日（月）から令和六年二月十一日（日）までの間において、別途岐阜県職業能力開発協会が指定する日に行います。

2 学科試験

(一) 令和六年一月二十一日（日）に実施する検定職種

(1) 一級及び二級

鍛造、機械検査、シーケンス制御、婦人子供服製造、配管、型枠施工及びガラス施工

(2) 二級

金属材料試験

(3) 三級

シーケンス制御、配管及び型枠施工

(二) 令和六年一月二十八日（日）に実施する検定職種

(1) 特級

鑄造、金属熱処理、機械加工、非接触除去加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造

(2) 一級及び二級

金型製作、自動販売機調整、時計修理、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍

空気調和機器施工、和裁、防水施工、カーテンウォール施工及び機械・プラント製図

(3) 三級

時計修理、冷凍空気調和機器施工、和裁、家具製作及び機械・プラント製図

(三) 令和六年二月四日（日）に実施する検定職種

(1) 一級及び二級

プリント配線板製造、空気圧装置組立て、帆布製品製造、プリプレス、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、樹脂接着剤注入施工及び広告美術仕上げ

(2) 三級

機械加工、機械検査、電子機器組立て、プリント配線板製造、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、テクニカルイラストレーション、広告美術仕上げ及び写真

(3) 単一等級

電子回路接続

五 実施場所

実技試験及び学科試験の実施場所は、別途岐阜県職業能力開発協会から受検申請者に通知します。

六 問題の公表

実技試験問題は、あらかじめ岐阜県職業能力開発協会において公表するとともに、受検申請者宛て送付します。ただし、一部の検定職種については、問題の全部又は一部を公表しません。

七 受検申請の手続

後期試験の問題の公表は、令和五年十一月二十七日（月）から行います。

1 提出書類等

(一) 県が指定する技能検定受検申請書

(二) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面の写し

(三) 三に定める手数料の振込金受取書（受付書）の写し

(四) 実技試験を在校生として受検する場合は、在校生であることを証明する書類

2 提出先

〒五〇九 〇一〇九 各務原市テクノプラザ二丁目一八番地 岐阜県人材開発支援センター内 岐阜県職業能力開発協会（電話〇五八 二六〇 八六八六）

3 受付期間

令和五年十月二日（月）から同月十三日（金）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。

4 受検申請に関する注意

- (一) 技能検定は、働く方々の職業能力を評価する試験であり、受検には原則として一定の実務経験が必要となります。
- (二) 郵送による申請書は、受付期間内の消印のあるもの限り、受け付けます。
- (三) 実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格がある者は、二に掲げる検定職種以外の職種についても受検申請ができます。
- (四) 実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料を納付する必要はありません。
- (五) 受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しません。

八 合格の発表等

- 1 技能検定合格者の発表  
技能検定合格者の受検番号は、令和六年三月八日（金）に岐阜県商工労働部労働雇用課ホームページ内に掲載します。
- 2 実技試験又は学科試験の合格通知  
実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、岐阜県職業能力開発協会から令和六年三月八日（金）付けの書面で通知されます。
- 3 技能検定合格証書等の交付  
特級、一級及び単一等級の技能検定の合格者には厚生労働大臣名の、二級及び三級の技能検定の合格者には知事名の合格証書が交付されます。

このほか、厚生労働大臣から、技能検定の合格者に対し、技能士章が交付されます。

九 試験結果の提供

- 1 提供する試験結果  
学科試験及び実技試験（計画立案等作業試験、判断等試験及び製作等作業試験）の得点

2 提供期間

合格発表の日から一月間

3 提供する場所

情報公開・行政相談窓口（岐阜県庁一階）

4 提供を受けるために必要な書類等

- (一) 受検票
- (二) 個人番号カード、運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他受検者本人であることを確認できる書類のうちいずれか一つ

十 その他

技能検定についてご不明な点は、岐阜県商工労働部労働雇用課（電話〇五八 二七二 一一一一 内線三六六八）又は岐阜県職業能力開発協会（電話〇五八 二六〇 八六八六）までお問い合わせください。

令和五年九月一日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社